「工事確定合意書（Ｂ）方式②　添付用」

注：設計施工契約書（Ｂ）方式①に添付確認書を添付していない場合は、「設計施工契約書（A）方式②　添付用」の内容の添付確認書を使用すること。

添付確認書

発注者と受注者は、本契約に関し、下記のとおり確認する。

記

建設発生土の搬出先等

（1）建設発生土の発生予定の有無　（ 有・無）

（2）上記（1）で、有りの場合

発注者による搬出先指定の有無　（有・無）

①　発注者による建設発生土の搬出先の指定があるときは、仕様書に定めるとおりとする。

②　発注者による建設発生土の搬出先の指定がないときは、受注者が適切な搬出先を選定し、発注者に速やかにその名称及び所在地を報告する。また、搬出先を変更したときも同様とする。

（3）発注者は受注者に対し、建設発生土の処理の状況について報告を求めることができる。

（4）上記（2）（3）の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第1項及び第5項）

　　　※　建設発生土については、体積500立方メートル以上を搬出する場合に該当

以上